

公衆浴場の水質管理について(1/2)



今般、厚生労働科学研究で最新の知見等が得られた事を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」(令和元年9月19日 生食発 0919 第8号)が通知されました。これに伴い、原水等(原水、原湯、上がり用湯及び上がり用水)及び浴槽水の検査項目と水質基準の一部が追加・変更されました。

検査項目、水質基準など検査頻度は、以下の通りとなります。

【検査項目と水質基準】

(1) 原水、原湯、上がり用水、上がり用湯の場合

検査項目	水質基準
色度	5 度以下であること。
濁度	2 度以下であること。
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量) ^(注) 又は 過マンガン酸カリウム消費量	3 mg / L 以下であること。 10 mg / L 以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
レジオネラ属菌	検出されないこと(10 CFU / 100 mL 未満)。

(2) 浴槽水の場合

検査項目	水質基準
濁度	5 度以下であること。
有機物(全有機炭素(TOC)の量) ^(注) 又は 過マンガン酸カリウム消費量	8 mg / L 以下であること。 25 mg / L 以下であること。
大腸菌群	1 個 / mL 以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと(10 CFU / 100 mL 未満)。

(注) 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により、有機物(全有機炭素(TOC)の量)を適用する事が不適切と考えられる場合には、過マンガン酸カリウム消費量の測定を適用する。

【検査項目と水質基準値の変更点】

(1) 原水、原湯、上がり用水、上がり用湯

- ・「水素イオン濃度」⇒「pH 値」: 項目名称の変更
- ・「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」: 検査項目の変更と基準値設定
- ・「大腸菌群」⇒「大腸菌」: 項目変更

(2) 浴槽水

- ・「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」: 検査項目の変更と基準値設定

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

公衆浴場の水質管理について(2/2)



【検査頻度】

- (1) 原水、原湯、上がり用水、上がり用湯
 - ・ 1年に1回以上
- (2) 浴槽水
 - ・ ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全換水している浴槽水
⇒1年に1回以上
 - ・ 連日使用している浴槽水
⇒1年に2回以上
 - ・ 連日使用している浴槽水で消毒が塩素消毒でない場合
⇒1年に4回以上

※水質検査の記録は、3年以上保存する

【用語の解説】

用語	定義
原湯	浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水
原水	原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水
上がり用湯	洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水
上がり用水	洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水
浴槽水	浴槽内の湯水
貯湯槽	原湯等を貯留する槽（タンク）
ろ過器	浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置
集毛器	浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪や比較的大きな異物を捕集する網状の装置
調節箱	洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）
循環配管	湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管
循環式浴槽	温泉水や水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽

公衆浴場における衛生等管理要領は、各自治体が条例を作成するにあたっての技術的助言であると位置付けられています。実際に行なうべき検査項目や頻度については、各自治体の条例を参照する必要があります。

詳しくは、当社 分析担当者 **貝森、阪口（フリーダイヤル0120-01-2590）**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

